

平成28年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成28年6月16日(木)

議事日程(第5号)

平成28年6月16日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第64号ないし議案第68号
請願第2号
議員定数検討特別委員会報告
- 日程第 2 議案第69号 常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任について
- 日程第 3 議員提案第2号 常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第 4 議員提案第3号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに
関する意見書の提出について
- 日程第 5 議員派遣について
- 追加日程 議員提案第4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書の提出につい
て

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告(討論・採決)
- 日程第 2 議案第69号(提案理由説明・採決)
- 日程第 3 議員提案第2号(提案理由説明・討論・採決)
- 日程第 4 議員提案第3号(提案理由説明・採決)
- 日程第 5 議員派遣について(採決)
- 追加日程 議員提案第4号(提案理由説明・質疑・討論・採決)

出席議員

11番	深谷秀峰	議長	10番	菊池伸也	副議長
1番	諏訪一則	議員	3番	藤田謙二	議員
5番	木村郁郎	議員	6番	深谷涉	議員
8番	平山晶邦	議員	9番	益子慎哉	議員
12番	高星勝幸	議員	13番	成井小太郎	議員
15番	福地正文	議員	16番	川又照雄	議員
17番	後藤守	議員	18番	黒沢義久	議員
19番	高木将	議員	20番	宇野隆子	議員

欠席議員

14番 茅根 猛 議員

説明のため出席した者

大久保 太一 市長	宮田 達夫 副市長
中原 一博 教育長	植木 宏 総務部長
加瀬 智明 政策企画部長	檜村 浩治 市民生活部長
西野 千里 保健福祉部長	滑川 裕 農政部長
岡崎 泰則 商工観光部長	生田目 好美 建設部長
根本 康弘 会計管理者	井坂 光利 上下水道部長
菊池 武 教育次長	関 正美 農業委員会事務局長
鈴木 淳 秘書課長	笹川 雅之 総務課長
大和田 隆 監査委員	

事務局職員出席者

宇野 智明 事務局長	榎 一行 事務局次長
鴨志田 智宏 議事係長	

午前10時開議

○深谷秀峰議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は16名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますので、ご了承願います。14番茅根猛議員、以上1名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○深谷秀峰議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 委員長報告

○深谷秀峰議長 日程第1、委員長報告を行います。

議案第64号から議案第68号まで、以上5件を一括議題として、常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務委員会、高星勝幸委員長の報告を求めます。高星委員長。

〔総務委員長 高星勝幸議員 登壇〕

○総務委員長（高星勝幸議員） 皆さん、おはようございます。総務委員会の審査の結果について、お手元に配付してございます報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成28年第2回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田

市議会会議規則第110条の規定によりご報告をいたします。

事件番号，件名，審査結果の順にご報告をいたします。

議案第64号常陸太田市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第67号消防ポンプ自動車購入契約について，原案可決すべきものと決定。

議案第68号平成28年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）について，原案可決すべきものと決定。

以上，ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 次，文教民生委員会，深谷渉委員長の報告を求めます。深谷委員長。

〔文教民生委員長 深谷渉議員 登壇〕

○文教民生委員長（深谷渉議員） 文教民生委員会の審査の結果について，お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成28年第2回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件について，審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

事件番号，件名，審査の結果の順にご報告いたします。

議案第65号常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

請願第2号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願，採択すべきものと決定。

以上，ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 次，産業建設委員会，木村郁郎委員長の報告を求めます。

〔産業建設委員長 木村郁郎議員 登壇〕

○産業建設委員長（木村郁郎議員） 産業建設委員会の審査の結果について，お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成28年第2回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件について，審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

事件番号，件名，審査結果の順にご報告いたします。

議案第66号常陸太田市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

以上，ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 次に，平成28年3月定例会において設置されました議員定数検討特別委員会の経過並びに結果について，議員定数検討特別委員会，益子慎哉委員長の報告を求めます。

〔議員定数検討特別委員長 益子慎哉議員 登壇〕

○議員定数検討特別委員長（益子慎哉議員） おはようございます。議員定数特別委員会委員長の益子でございます。議長のお許しをいただきましたので，議員定数検討特別委員会の経過並び結果につきまして，お手元に配付してございます報告書の朗読をもって報告させていただきます。

平成28年第1回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件について、下記のとおり調査が終了したので、常陸太田市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

1, 調査事件。常陸太田市議会の議員の定数について。

2, 経過。平成28年3月定例会において常陸太田市議会議員の定数についての調査研究を行うため、11人を委員とする議員定数検討特別委員会が設置されました。

本委員会の運営に当たりましては、基本的な考え方の意識合わせを行い、平成28年6月定例会で最終報告できるように進めていくことを確認いたしました。

第2回目以後の本委員会では、全員がさまざまな視点、論点から総合的かつ慎重に審査・検討を重ね、削減については結論を得ることができました。さらに、議員の定数を定める条例の一部改正(案)についての確認を行い、6月定例会最終日に最終報告及び議員提案を行い、本特別委員会を終了すべきものであると決したところであります。

3, 調査結果。これまでの地方分権の推進により議員の果たすべき役割は一層大きくなっておりますが、昨今の社会経済情勢や地方交付税の削減など地方財政は依然として厳しい状況が続いております。審査では、我々議員としてもこうした状況を認識し、円滑かつ効率的な議会運営を目指すことが真に市民の負託にこたえることになるという観点から、市議会基本条例に基づく議会・議員活動の充実、人口減少の推移、人口規模類似市の状況、財政状況等の資料を参考に、委員各位が意見を述べ、全員が削減の方向で一致いたしました。

何人削減するか具体的な人数については、2人減の18人から4人減の16人の間で意見が出されましたが、前回選挙時からの人口減少及び今後の人口減少の推移等の状況を踏まえ、また、本市の今後の厳しい財政状況に議会として配慮する必要があること。一方で、県内一広い面積を有し、極端な議員削減は住民の意見が反映されにくくなるとの意見もあり、このため、人口規模類似市の状況(4万人以上7万人未満)の資料を基本に議論した結果、16市平均の議員1人当たりの人口は2,605人であり、定数18人とした場合、平成30年の議員1人当たりの人口は2,811人となり、平成26年の選挙時と比較すると163人の増になること。また、定数を16人とした場合、平成30年の議員1人当たりの人口は3,163人となり、平成26年の選挙時と比較すると515人の増になること。これらを踏まえ、県内類似市の平均に近い数値を採用し、かつ前回選挙時の議員1人当たりの人口の格差を最小限に抑えるため、定数を2人削減の18人とする意見が多数を占めた。よって、本委員会としては定数18人とし、次の選挙から適用するとの結論に達した次第であります。

最後に、これまで真摯に取り組んでいただいた委員各位に深く感謝申し上げるとともに、この後、議員の定数を定める条例の一部改正を提案しますので、議員各位の深いご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げます、議員定数検討別委員会の最終報告といたします。

よろしく申し上げます。

○深谷秀峰議長 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○深谷秀峰議長 これより討論を行います。請願第2号について、討論の通告がありますので発言を許します。

20番宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 登壇〕

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。請願第2号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願について、反対の立場から討論をいたします。

文教民生委員会の審査の中で議会事務局から説明がありましたけれども、この議案は県内各地に出されております。県北7市の状況を見ますと、2市が採択、3市が不採択、1市が継続で、もう1市が本市になるわけです。

提出されたこの請願ですけれども、その理由にこのように述べられております。あすの社会を担う青少年の育成は、全ての国民の願いであります。しかしながら、今日我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等に見られるように、青少年の荒廃が深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊。また、倫理、道德教育を廃し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題が指摘されておりますと、このように述べております。

今日における青少年による凶悪事件、青少年の荒廃が深刻化していると捉えて、その要因として家庭の崩壊や学校の教育のあり方を問題にしております。専ら家庭と学校とマスメディアといえますか、情報通信の関係について問題としております。しかし、これは責任の転嫁ではないかと、私はここに問題があると思います。

そこで、4点にその問題をまとめてみました。

まず、第1に、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しているということですが、これが妥当な評価かどうかということです。深刻な事件は発生していますが、深刻な事態に直面しているという評価が正しいのかどうか。青少年の凶悪事件は件数としては増加しておりません。むしろ減少しているからです。

私は、この青少年の話題が上るときに、このように新聞記事あるいはテレビで見ましたけれども、青少年のひたむきな姿を象徴する記事ですけれども、これに何度読んでも胸を打たれます。これをご紹介しますと、激震で崩れ落ちた山が、これは熊本地震ですけれども、国道57号をのみ込み阿蘇大橋を崩落させました。今は跡形もない橋のたもとからすぐのところに東海大学農学部のキャンパスがあります。南阿蘇村のこの一帯には、東海大学の学生が暮らすアパートが建ち並んでいました。激しい揺れは、学生アパートを何棟も押しつぶし、3人の若者が帰らぬ人に。あれから2カ月、犠牲者が出た建物の前に供えられたたくさんの花束が悲しみを誘います。自らも被災し、実家などに避難した学生の中には、再び村に戻って地元住民を支援している人もいます。壊れた民家の片づけを手伝っていた2年生の男子学生は、記者に問われてこのように語って

おります。世話になった村の人たちのために少しでも役立ちたいんですと。

被災地には県内外から多くのボランティアが駆けつけています。の中には、被災者でありながら復興のために汗を流す若者も少なくありません。そのひたむきな姿には、被災地の希望を感じますと。あとちょっと続くわけですけれども、こういった記事であります。

こういう青年の姿、若者の姿ですけれども、これは東日本大震災のときでも、また昨年の関東・東北豪雨の中でも、青少年のボランティアの姿が皆さんの目にも焼きついているのではないかと思います。私はこれが青少年の姿だと思っております。

そして、第2点目ですけれども、これは家庭の崩壊を挙げています。家庭の崩壊の原因には触れずに、保護者の問題に矮小化するような記載も、実態を正確に把握したものではありません。今の家庭環境は好きこのんでつくったわけではありません。相次ぐ労働法制の規制緩和による雇用破壊、長時間過密労働、こうしたことが一家団らんのを失わせ、家族間のコミュニケーションを困難にしております。家庭崩壊の原因を家庭内に求めた上で保護者に責務を押しつけても問題を解決できるはずがありません。

そして、3つ目に、学校は子どもたちに基礎学力と生きる力をつけるため大きな役割を果たしております。また、市民道徳の育成に向けて教師を中心に日々努力を重ねております。現在の小中学校が役割を果たしてこなかったということが言えるのでしょうか。今日の日本における学校教育では、さまざまな配慮に基づきますが学校と家庭が連携をとり、生徒本人への指導も家庭任せにするだけでなく適切なかわりの中で進めようと、学校現場では努力されております。この間、進められてきた競争と管理の教育が子どもにストレスを与え、教員の多忙化を生んでいることから、「役割を果たしてこなかった」などと学校現場に責任転嫁ができるものではありません。

そして、4つ目ですけれども、健全な青少年は健全な家庭から育成されるという原点に立ち返り、家庭の価値を基本理念に据えた「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えて述べております。しかし、家庭の価値に国が踏み込んで干渉することではありません。家庭が基本的な機能を果たすことができるように諸状況を整えることが国家・社会の役割だと思います。

この請願には大きな問題が含まれておまして、今4点について述べましたけれども、問題解決につながらないばかりでなく、問題を複雑化させ、解決から遠ざけることになることが懸念されます。

このように、提出された請願書は、社会の一般的な理解に基づいて事実を誇張し、ゆがめるものとなっております。検証に耐えるものではありません。青少年の健全育成のために、基本法の制定で責務を課す手法ではなくて、競争主義の社会と教育を改めて、憲法に基づいて青少年の人権を尊重する、また取り巻く環境を守っていく施策を充実させていくことが重要だと思います。

そして、若者の深刻な雇用破壊、不安定雇用、これは青少年の社会参加の権利を奪い、就職、結婚、子育てなど、将来の希望を閉ざす重大な問題となっていることは、皆さんもご承知のとおりです。国連からも日本政府への勧告の中で、極度に競争的な教育制度によるストレスのために、子どもの発達のゆがみがさらされていると、このような厳しい批判が寄せられているところです。

したがって、政治的、経済的背景を抜きにして、家庭や教育現場、メディアなどにその青少年

の問題を責任を転嫁した意見、請願では解決になりません。ですから、私は賛成できません。

議員各位のご賛同を賜りまして、以上で私の反対討論といたします。

○深谷秀峰議長 以上で討論を終結いたします。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第64号常陸太田市財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部改正について、議案第65号常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第66号常陸太田市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、議案第67号消防ポンプ自動車購入契約について、議案第68号平成28年度常陸太田市一般会計補正予算(第1号)について、以上5件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第64号から議案第68号まで、以上5件については、原案可決することに決しました。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

請願第2号「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書提出に関する請願については、委員長報告のとおり、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、請願第2号については、採択することに決しました。

日程第2 議案第69号

○深谷秀峰議長 次、日程第2、議案第69号常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 人事案件につきまして提案を申し上げます。

議案第69号常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任についてでございます。

次の者を常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員に選任をしたいので、「地方公務員法」第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

平成28年6月16日提出、常陸太田市長名でございます。

記といたしまして、住所、常陸太田市木崎一町2051番地。氏名、片桐章典氏でございます。生年月日は、昭和13年3月31日です。

提案の理由につきましては、常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員、片桐章典氏が、平成28年6月30日をもって任期満了となりますので、その後任委員を選任するためご提案申し

上げるものでございます。

なお、片桐氏の略歴につきましては、添付の書類をご参照いただきたいと思いますと思いますが、昭和55年1月より当市の公平委員会委員を今日に至るまでお務めをいただいている方でございます。議員各位の慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○深谷秀峰議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第69号常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第69号については、原案同意することに決しました。

日程第3 議員提案第2号

○深谷秀峰議長 次、日程第3、議員提案第2号常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。9番益子慎哉議員。

〔9番 益子慎哉議員 登壇〕

○9番（益子慎哉議員） 議長よりお許しをいただきましたので、議員提案第2号について、お手元に配付されました文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第2号常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部改正について、常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年6月16日提出。提出者、常陸太田市議会議員益子慎哉。賛成者、常陸太田市議会議員深谷渉、同じく高木将、同じく後藤守、同じく川又照雄、同じく福地正文、同じく茅根猛、同じく成井小太郎、同じく高星勝幸、同じく木村郁郎、同じく藤田謙二。

提案理由、常陸太田市議会議員の定数を改正するため、本条例の一部を改正するものである。

次に参りまして、常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。常陸太田市議会議員の定数を定める条例（平成14年常陸太田市条例第25号）の一部を次のように改正す

る。

本則中の20人を18人に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後、初めてその期日を公示される一般選挙から適用する。

具体的には新旧対照表をごらんください。

以上申し上げまして、議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○深谷秀峰議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○深谷秀峰議長 これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

20番宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 登壇〕

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。議員提案第2号常陸太田市議会議員の定数を求める条例の一部改正について、反対の立場から討論をいたします。

提案内容は、議員定数を20人から18人へと2名削減しようとするものです。議員定数検討特別委員会の審議が4月21日から開始され、5回開かれました。私も傍聴してまいりました。

この間、議会事務局により提案、提出された県下の類似団体平均値や人口比率、面積比率などからの議員数比較などの資料による説明を受けて、検討され、定数を18人という結論に至りました。

言うまでもなく、議会は憲法第93条第1項により設置される議事機関であり、すなわち議決機関です。同時に、議会は憲法第93条第2項の規定により住民の直接選挙によるものでありまして、住民代表機関としての性格を持っております。それだけに、議会には住民の意思を反映させ、統合、調整する機能が求められております。住民の多種多様な意思を反映する複数の議員から成る合議体であることから、議会に求められているのは、討論を通じて多様な住民の意思を反映して、それ統合、調整して自治体の意思を形成することにあります。

あわせて、それによって執行部を監視することにもなるわけです。また、一人ひとりの議員を通じて執行部に対し住民の意思を伝え、同時に執行機関を監視していくことも大きな役割です。

このような重要な役割を持つ議会の議員定数を削減するのは、最大限慎重な審議が必要です。いずれにしましても、多様な住民の声を議会や行政に反映させるためには、市民の代表としてふさわしい議員数が必要です。

常陸太田市議会は、2004年12月1日に合併しましたけれど、合併時、議員は68人で出発いたしました。その後、住民投票がありまして、議会が解散し、2006年8月選挙時、定数が26人、その次の4年後の選挙時、2010年8月に定数が22人となり、また、その4年後の選挙時、2014年8月、定数が20人となり、今日に至っております。合併時68名から現在20名。さらに、今議会で2名削減の18名の議員定数が提案されておまして、議員を通しての住民の意思の反映は、これは単純ですけれども、68分の18となれば、26.5%になり、合併による民意切り捨てはすさまじいものとなります。合併後、議員にかかわる費用は大幅に削減されております。歳出削減に大きな役割を果たしております。さらなる削減は、議員本来が果たさなければならない役割から見て、それを阻止するものです。

特別委員会の調査結果にあります……。

〔発言するもの多し〕

○深谷秀峰議長 静粛に願います。

○20番（宇野隆子議員） 昨今の社会経済情勢や、地方交付税の削減など、依然として厳しい状況が続いており、円滑かつ効率的な議会運営を目指すことが真に市民の負託に応えることになるとあります。

国の悪政による市町村合併を強いられ、はたまた、地方交付税の削減などによって市民の身近な地方自治体が大変な状況になっております。また一方で、住民の暮らしや福祉、安全を守っていかねばなりません。市民からは、議会は議員の数は少なくしても運営できる。一般質問、質疑も、また、予算条例、意見書案の可決も否決も、常任委員会の審議も、議員の数を減らしても変わらないのではないかといった意見が聞かれます。

私は思うのですが、このような意見が多く聞かれる、そのことに問題があると思います。

〔「市民が問題があるという単純な話か」と呼ぶ者あり〕

○20番（宇野隆子議員） このような意見が多く聞かれるということは問題だと思います。

市民の負託に応え、市議会と議員活動の質を高めていくために、常に自己研鑽を行い、市民のために働ける議会、議員とするための改革が必要です。

人口減についてです。将来に予想されるものです。この点については、人口を減らさない施策を行っていくことがまず重要でありまして、現にこうした取り組みが強められております。予想できにくい中で、議員定数削減について議論をするのは難しい問題だと思います。この問題で討論していくことは今後も大事なことでありますけれども、今回の定数削減の理由にはならないと思います。

私は、今後、より一層、市民の声を議会に届け、議員の仕事であるチェック機能を果たしなが

ら市民の代表として全力を尽くすことを表明し、少なくとも現行の20人を削減することは認められません。このたびの議員定数削減の議案に反対するものです。

以上で、議案に対する反対討論といたします。

○深谷秀峰議長 以上で討論を終結いたします。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議員提案第2号常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部改正については、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議員提案第2号については、原案可決することに決しました。

日程第4 議員提案第3号

○深谷秀峰議長 次、日程第4、議員提案第3号次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。6番深谷渉議員。

[6番 深谷渉議員 登壇]

○6番(深谷渉議員) ただいま議長よりお許しをいただきましたので、お手元の議員提案第3号について文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第3号次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出について。

上記について、別紙のとおり決議し、「地方自治法」第99条の規定により関係行政庁に意見書を提出するものとする。

平成28年6月16日提出。提出者、常陸太田市議会議員深谷渉。賛成者、同じく藤田賢治、同じく宇野隆子、同じく高木将、同じく川又照雄、同じく菊池伸也。

提案理由。国会及び政府においては、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しについて、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐという介護保険の理念に沿い、介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うよう、意見書をもって強く要望するものである。

次のページに参りまして、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書(案)。

平成27年6月30日に閣議決定された骨太の方針の中で、次期介護保険制度改正に向けて軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれました。

現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折防止や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ、おくらせることに役立っている。また、安全な外出機会を保障することによって、特にひとり暮らし

の高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっている。

仮に、軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得者世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され、重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して、高齢者の自立的な生活を阻害し、給付が増大するおそれがある。

よって、国会及び政府におかれては、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求める。

以上、「地方自治法」第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年6月16日、常陸太田市議会。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣宛てとなります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○深谷秀峰議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

○深谷秀峰議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第3号次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第3号については、原案可決することに決しました。

日程第5 議員派遣について

○深谷秀峰議長 次、日程第5、お手元に配付してあります議員派遣についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○深谷秀峰議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、「地方自治法」第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付いたしてありますとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付いたしてありますとおりに決しました。

○深谷秀峰議長 お諮りいたします。

ただいま議員提案第4号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第4号を日程に追加し、議題といたします。

追加日程 議員提案第4号

○深谷秀峰議長 議案を配付いたします。

〔事務局議案を配付〕

○深谷秀峰議長 配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 配付漏れなしと認めます。

提案理由の説明を求めます。6番深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

○6番（深谷渉議員） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、お手元の議員提案第4号について文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第4号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書の提出について。

上記について別紙のとおり決議し、「地方自治法」第99条の規定により関係行政庁に意見書を提出するものとする。

平成28年6月16日提出。提出者、常陸太田市議会議員深谷渉。賛成者、同じく藤田謙二、同じく高木将、同じく川又照雄、同じく菊池伸也。

提案理由。国会及び政府においては、青少年の健全育成に対する基本理念や方針等を明確にし、有害環境から青少年を守るため一日も早く「青少年健全育成基本法」を制定するよう意見書をもって強く要望するものである。

次のページに参りまして、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書（案）。

あすの社会を担う青少年の健全育成は、全ての国民の願いである。しかしながら、今日我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等に見られるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面している。その要因としてはさまざま考えられるが、この社会の現状を見ると、大人社会のモラルの低下の結果であるとの反省もすべきである。

そのような中、この問題に対して各都道府県の青少年健全育成条例が対処し、一定の効果は上げてきたが、インターネット通信が都道府県をまたいでいること、規定が都道府県で異なることなど、今日ではその限界性が指摘されている。

今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針等を明確にし、有害環境から青少年を守るための国や地方公共団体、事業者、そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある包括的、体系的な法整備である。特に、健全な青少年は健全な家庭から育成されるという原点に立ち返り、家庭の価値や大人社会のモラルの醸成を基本理念に据えた「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えます。

以上の内容を踏まえ、国会及び政府に「青少年健全育成基本法」の制定を強く求める。

以上、「地方自治法」第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成28年6月16日、常陸太田市議会。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、警察庁長官宛となります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

平山議員。

[8番 平山晶邦議員 質問者席へ]

○8番（平山晶邦議員） 質疑をいたします。

お聞きしたいのは、インターネット通信が都道府県をまたいでいること、その規定が都道府県で異なるというふうなことを言うておりますが、こういうことに国が規制をかけたほうがいいという内容なんでしょうか、お伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

○6番（深谷渉議員） お答えします。

各都道府県の条例については、規制をかけるのではなくて、ここに書いてあります包括的、体系的な整備をすることによって各都道府県の条例等も、法と条例はまた立場が違いますので、そういったことを検討してもらえるように、国の方針を一貫性のあるものとして求めるということでございます。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 質疑はありますか。

平山議員。

○8番（平山晶邦議員） ここで言われている「限界性が指摘されている」という内容はどういうことなのかということが1つ。それと、ここの中で「有害環境」ということで、現在の我が国が有害環境に汚染されてるような形に、私にはこの意見書が映っているんですけども、だから、今度は、国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務というのは、この「責務」はどういうことを指すんでしょうか。

○深谷秀峰議長 深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

○6番（深谷渉議員） お答えいたします。

各地方公共団体におきまして条例が定められた時期はさまざまでございます。その状況によって、その時、時代によって、その条例がばらばらになってきておりますので、凶悪な事件と有害環境から青少年を守るということでございますが、その内容も時代とともに変わってきております。有害図書、またインターネットによる有害なものが子どもさんでも見られるという状況があるのは皆さんもご承知のとおりでございます。そういったものを国がきちんと包括的に法制度で定めるということを求めているものでございます。

○深谷秀峰議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） これ3回でしたっけ。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○8番（平山晶邦議員） これ3回目か。

そうすると、今言われたことは、それでは各都道府県の青少年健全育成化条例で今不具合が出てきてると言った、その不具合の事例を紹介してください。特に、茨城県でやってる場合は、茨城県の内容等に関してその不具合の内容を提示してください。

○深谷秀峰議長 深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

○6番（深谷渉議員） お答えいたします。

その不具合ですけれども、時代とともにちょっと制定が変わってるので、やはり内容が違いうだろうという判断のみで、その具体的な内容までは検討に至っておりませんので、ご了承願いたいと思います。

○深谷秀峰議長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 以上で質疑を終結いたします。

○深谷秀峰議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

○深谷秀峰議長 これより討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。

20番宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 登壇〕

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。議員提案第4号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書の提出についてです。この件につきましては、先ほどの請願第2号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願に対して反対の討論の中で述べたとおりです。

議員提案第4号は、「青少年を取り巻くマスメディア」、この表現が余りに過激過ぎるなどの意見がありまして割愛し、また「大人社会のモラルの醸成」を追加するなどして文言の整理がされております。しかし、家庭の価値、また大人社会のモラルの醸成などを基本理念に据えた基本法の制定を求める内容となっていることには変わりありません。ですから、賛成できません。

以上、反対の意見を述べまして討論といたします。

○深谷秀峰議長 以上で討論を終結いたします。

○深谷秀峰議長 採決いたします。

議員提案第4号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書の提出については、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○深谷秀峰議長 起立多数であります。よって、議員提案第4号については、原案可決することに決しました。

○深谷秀峰議長 以上をもって今期定例会の議事は全て議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 平成28年第2回市議会定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

す。

6月3日から本日まで14日間の会期でございました今定例会におきまして、専決処分の報告、平成27年度繰越明許費の繰越計算書の報告、条例の一部改正、消防ポンプ自動車購入契約、平成28年度補正予算、さらに、追加提案をいたしました人事案件の全案件につきまして、原案のとおり承認、可決、ご同意を賜りまして、まことにありがとうございました。議員の皆様のご慎重で熱心なご審議に対しまして心から感謝を申し上げる次第でございます。

また、審議の過程でいただきましたご意見、ご提言につきましては、それぞれの趣旨を十分に配慮してまいりたいと考えております。

さて、来月21日に道の駅ひたちおおたがオープンいたします。所期の目的を達成できますように、また、多くの皆様方にご利用いただけるように、常陸太田産業振興株式会社と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

なお、議員の皆様には、竣工式のご案内を後日改めましてさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

次に、既に新聞報道等でご承知のとおり、13日に市内徳田町地内におきまして養蜂所の巣箱が熊による被害に遭いました。熊の姿は確認されておりませんが、13日午後、県立自然博物館の学芸員が現地を確認いたしましたところ、残っていた体毛や近くの木にあったつめ跡から熊によるものと判断をされました。

市といたしましては、防災無線を利用して市民に注意喚起をいたしますとともに、近隣市へ連絡をしたところでございます。今後も、防災無線及び看板による注意喚起、さらに、太田警察署や猟友会に巡回パトロールを依頼するなど、関係機関と情報交換しながら警戒をしてまいります。

最後になりますが、梅雨の折、皆様にはご自愛をいただきまして、ご健勝にてますますご活躍されますことをご期待申し上げますとともに、市政の進展とその円滑な運営のために、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○深谷秀峰議長 今期定例会は6月3日から本日まで14日間、議員各位には本会議、委員会を通し慎重なご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって、平成28年第2回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時04分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員